

民法と行政法で何があんでも得点をあげたいアナタへ！

超民法！超行政法！攻略道場

講座内容

民法と行政法で188点。超！重要分野ですから、しっかりと対策が要求されます。特に記述対策をするためには、過去問の解答を丸暗記するのではなく、「リーガル・マインド」が必要です。しかし、普段の勉強では、どのように考えればいいのか、問題を前にして何を取っ掛けかりとして、知識を活用すればいいのかわからないまま、ただ闇雲に過去問や一問一答をこなしている方も多いはず。本講座では、過去問から重要となる択一式及び記述式の問題をピックアップし、実際に問題演習をしながら、必要となる①知識の整理、②本試験で使える暗記テクニック、③答案構成のイロハをお伝えします。

講座・レジュメのPOINT

POINT ① マル秘！ゴロ合わせ & 替え歌で重要テーマを強烈インプット！

民法は暗記ではない！とは言っても、覚えなければならぬ内容が多いのも事実。例えば時効の完成猶予事由や更新事由、多数当事者間での絶対効と相対効…問題で遭遇した際に、すぐに判断できますか？行政行為の細分類や行政事件訴訟法の訴訟類型はどうでしょう？リーガル・マインドを養っても、基本の知識が足りなければ、肝心なところで得点することができません。本講座では、オリジナルのゴロ合わせや替え歌をご紹介します、実際にそれらのテクニックを問題でどのように活用するのか実践形式でお伝えいたします。

POINT ② ～択一から記述対策へ

～本試験を見据えた過去問活用法を伝授

択一式や一問一答の問題集を使ってとにかく過去問を繰り返す。質より量で圧倒する。行政書士試験の勉強において、過去問は重要です。しかし、その過去問の使い方…ありますか？本講座では、択一式から記述式まで、正しい問題演習の方法を、インプットを織り込みながらお伝えいたします。問題の解き方、考え方から矯正して、直前期の勉強をより効率的なものに変えていきましょう。

スケジュール

【通学】

回数	日程	時間	実施校
1	25/9/6 (土)	18:00～20:30	新宿エルタワー本校
2	25/9/20 (土)	18:00～20:30	

※教材は講義当日に教室で配布します。ご自宅への発送はございません。

実施日翌々日～25/11/16(日)まで視聴可能な欠席Webフォロー付き。欠席Webフォローには音声ダウンロード機能はございません

【通信】

回数	教材発送日	Web配信開始日
1-2	25/9/30 (火)	25/10/3 (金)

受講料 (税込)

受講形態		一般価格	大学生協 ・書籍部価格	代理店・ 書店価格	講座コード
通学	欠席Webフォロー付	8,000円	7,600円	7,840円	GA25679
通信	Web	8,000円	7,600円	7,840円	GB25679

✓ 実施形態・実施校

通学：新宿エルタワー本校

通信：Web

✓ 対象者

- 過去問を何回解いても得点が伸びない方
- 記述対策に不安を抱いている方

✓ 担当講師

有山茜

LEC専任講師



✓ 科目

民法、行政法

✓ 回数

全2回

✓ 使用教材

講師オリジナルレジュメ

✓ 1回あたりの講義時間

2時間30分

✓ タイムスケジュール

講義70分



休憩10分



講義70分

✓ 受講期限

25/11/16 (日)

✓ お申込みはこちら



1.0 建物・用益物権/法定地上権に関する判例

法定地上権成立の可否：キホンの考え方

①「1番抵当権者」と「共有者」は揃せちゃダメ！

②法定地上権は、建物にとっては強い敷地利用権が得られるため建物の譲渡の判定にプラスに働く

③法定地上権は、土地の所有者が自分で地上を使えなくなるから土地の譲渡の判定にマイナスに働く

事例

「建物に抵当権の設定された時には土地と建物が別人の所有であったが、その後建物が土地所有者に譲渡され同一人の所有に属することになった場合」

結論：不成立

理由：抵当権設定時には土地と建物の所有者が別人であったということは、建物の敷地利権は借地権（建物所有を目的とした地上権または土地の賃借権）であったと考えられます。途中で土地と建物の所有者が同一人になったとしても、裁判の例により借地権は消滅しないため、そもそも法定地上権を成立させる必要がありません。また、当初の借地権を存続させることで建物の譲渡は継続しますので、これによって抵当権者（1番抵当権者）の利益も守られることになります。

こう出る！過去問チェック 2019年 問30

A所有の甲土地とB所有の乙土地が隣接し、甲土地の上にはC所有の内建物が存在している。この場合における次のA～Dの記述のうち、民法の規定および判例に照らし、妥当なものの組合せはどれか。

エ Aは、自己の所有の担保として甲土地に抵当権を設定したが、それ以前に賃借権に基づいて甲土地に内建物を築造していたCからAが当該抵当権の設定後に内建物を買い受けた場合において、抵当権が実行されたときは、内建物のために、地上権が甲土地の上に当然に発生する。